

①都道府県による色彩ガイドラインの事例

都市の色彩ガイドラインは、昭和 63 年の横浜市港湾局「みなと色彩計画」が先手を切り、各地で自主基準として策定されてきた。都道府県では、熊本県、青森県、富山県、島根県などがあげられる。

平成 16 年に景観法が施行されると、景観行政団体による景観計画の策定が進み、その中で色彩の誘導方針や具体的基準が定められる事例が増えてきた。マンセル表色系によって具体的な数値を定める色彩基準は、平成 20 年 2 月の時点における 77 件の景観計画のうち、54 の景観計画において設けられている¹。ただし、必ずしも詳細な色彩計画を行っているとは限らない。

景観法施行後に色彩ガイドラインを作成し、かつ景観計画に関連づけている例としては、東京都および三重県の例がある。

東京都では、景観計画のエリア区分に沿った形で届出を要する建築物等にかかる色彩の基準値を定めているのが特徴である。一方三重県では、県域全てを対象にした色彩計画を作成し、景観計画では「行為の届出」の許可基準（色の数値は定めない）の参考として色彩計画を参照するよう求めるという、別個の計画を連動させる仕組みとしている。

②沖縄県内の事例

県内における色彩ガイドラインには、「那覇市タウンカラースタンダード」（那覇市、H14）がある。那覇市ではこれまでデザイン調整の際に参考資料として用いているが、強制力はない（平成 22 年 3 月現在）。那覇市タウンカラースタンダードでは、環境色や歴史文化色、および市街地の建造物の色彩調査を行った上で、風土色である琉球石灰岩の色を参考に「コーラルホワイト」を基調イメージとして定めている。

そのほか、現在県内で「景観計画」を定めている石垣市、浦添市および読谷村では、景観計画の中で色彩の基準を設定している。

③特色ある市町村の事例

市町村が独自に作成する色彩ガイドラインは、景観法施行後、全国で急増しつつあるところであって、その内容や手法も多岐にわたる。

色彩誘導の手法は、東京都の例のようにマンセル値を用いて使用可能な色の範囲を定めるタイプが主流である。その場合、基準が明確なので指導や認可作業がしやすいのがメリットであるが、直感的にわかりにくいのが難点といえる。世田谷区はこのタイプでわかりやすさにつとめた例である。

三重県の例のように望ましいイメージを示すタイプは、直感的にわかりやすいが許可基準として運用するにはあいまいさが残る。札幌市はこのタイプを発展させた例で、独自の推奨色をいくつか決めてその中から選べるようにしたスタイルである。

なお、推奨色の基準内容については、本土ではあまり高明度の色は周辺環境から浮くとして避ける場合も少なくなく、その点が県内のこれまでの事例とは大きく異なる。

個性的な手法としては、一つのイメージカラーを強く打ち出した瀬戸内市や広島市の例がある。限定された地域のカラーコントロール手法としては有効といえよう。

1 宮川理香「景観法による建築物等の色彩基準の検討」『塗料の研究』No.149、2008

事例①-1【東京都景観色彩ガイドライン】(2006)

- 〈特色〉
- ・届出制や事前協議制度が適用される地区および物件を対象とする。
(「景観基本軸」「景観形成特別地区」「一般地域」「大規模建築物等」)
 - ・色彩基準の内容は、物件の種類に関わらず地区単位で一律。
 - ・基準の手法は、使用可能色の範囲を定める方式。

別表2 届出対象建築物等の色彩基準

対象の概要	基準の適用部位・塗種									アクセント色(外壁塗装の1/20以下で使用可能)								
	立地	階数・形状(概算)	色相	相違	彩度	色相	相違	彩度	色相	相違	色相	相違	彩度	色相	相違	彩度		
大規模建築物等 (事前届出による事前協議案件)	眺望4層級周辺 (対象とする範囲については、100m以内)	大規模建築物等の事前協議対象物件のうち、眺望対象建築物の10、20階以上の階に立出する建築物等	0.5YR~5.0Y	4.0以上5.0未満の場合	3以下	8.5以上の場合	1.5以下	0.5YR~5.0Y	—	3以下	0R~4.0YR	—	4以下	5.0YR~5.0Y	—	6以下	屋根面の立ち上がり外壁に適用して面積割合を計算する。	
		その他	4.0以上	1以下	その他	—	1以下	その他	—	2以下	その他	—	2以下	—	—	—	外壁の大部分は、眺望の対象となる建築物の面積の割合以下とし、眺望の対象となる建築物の面積の割合を計算する。	
	文化財等周辺の約1kmの範囲 (対象とする範囲については、140mから144m以内)	大規模建築物等の事前協議対象物件のうち、文化財等周辺の約1km圏に立出する建築物等	0.5YR~5.0Y	4.0以上5.0未満の場合	3以下	8.5以上の場合	1.5以下	0.5YR~5.0Y	—	3以下	0R~4.0YR	—	4以下	5.0YR~5.0Y	—	6以下	屋根面の立ち上がり外壁に適用して面積割合を計算する。	
		その他	4.0以上	1以下	その他	—	1以下	その他	—	2以下	その他	—	2以下	—	—	—	外壁の大部分は、眺望の対象となる建築物の面積の割合以下とし、眺望の対象となる建築物の面積の割合を計算する。	
景観形成特別地区の範囲 (対象とする範囲については、500m以内)	大規模建築物等の事前協議対象物件のうち、本景観形成特別地区に立出する建築物等	0.5YR~5.0Y	4.0以上5.0未満の場合	3以下	8.5以上の場合	1.5以下	0.5YR~5.0Y	—	3以下	0R~4.0YR	—	4以下	5.0YR~5.0Y	—	6以下	屋根面の立ち上がり外壁に適用して面積割合を計算する。		
	その他	4.0以上	1以下	その他	—	1以下	その他	—	2以下	その他	—	2以下	—	—	—	外壁の大部分は、眺望の対象となる建築物の面積の割合以下とし、眺望の対象となる建築物の面積の割合を計算する。		
その他の区域 (上記3区域以外の区域)	大規模建築物等の事前協議対象物件	0.5YR~5.0Y	4.0以上5.0未満の場合	3以下	8.5以上の場合	1.5以下	0.5YR~5.0Y	—	3以下	0R~4.0YR	—	4以下	5.0YR~5.0Y	—	6以下	屋根面の立ち上がり外壁に適用して面積割合を計算する。		
	その他	4.0以上	1以下	その他	—	2以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	外壁の大部分は、眺望の対象となる建築物の面積の割合以下とし、眺望の対象となる建築物の面積の割合を計算する。	
景観形成特別地区	文化財等周辺の約100mから300m以内 に立出する、高さ20m以上の建築物等	0.5YR~5.0Y	4.0以上5.0未満の場合	4以下	8.5以上の場合	1.5以下	0R~4.0YR	—	4以下	—	—	—	5.0YR~5.0Y	—	4以下	外壁の大部分は、眺望の対象となる建築物の面積の割合以下とし、眺望の対象となる建築物の面積の割合を計算する。		
		その他	4.0以上5.0未満の場合	2以下	8.5以上の場合	1以下	その他	—	—	—	—	—	その他	—	2以下	—		
景観形成特別地区	景観形成特別地区の範囲 に立出する、高さ10m以上の建築物等	0.5YR~5.0Y	4.0以上5.0未満の場合	4以下	8.5以上の場合	1.5以下	0R~4.0YR	—	4以下	—	—	—	5.0YR~5.0Y	—	4以下	外壁の大部分は、眺望の対象となる建築物の面積の割合以下とし、眺望の対象となる建築物の面積の割合を計算する。		
		その他	4.0以上5.0未満の場合	2以下	8.5以上の場合	1以下	その他	—	—	—	—	—	その他	—	2以下	—		
景観基本軸	臨海	臨海景観基本軸	0R~4.0YR	4.0以上5.0未満の場合	4以下	8.5以上の場合	1.5以下	—	—	—	—	—	5.0YR~5.0Y	—	4以下	外壁の基準色は、原則として、眺望の対象となる建築物の面積の割合以下とする。		
		美浜川景観基本軸	0.5YR~5.0Y	4.0以上5.0未満の場合	4以下	8.5以上の場合	1.5以下	—	—	—	—	—	5.0YR~5.0Y	—	4以下	外壁の基準色は、原則として、眺望の対象となる建築物の面積の割合以下とする。		
	緑地系	五反田景観基本軸	0R~4.0YR	4.0以上5.0未満の場合	4以下	8.5以上の場合	1.5以下	—	—	—	—	—	5.0YR~5.0Y	—	4以下	外壁の基準色は、原則として、眺望の対象となる建築物の面積の割合以下とする。		
		三軒茶屋景観基本軸	0.5YR~5.0Y	4.0以上5.0未満の場合	4以下	8.5以上の場合	1.5以下	—	—	—	—	—	5.0YR~5.0Y	—	4以下	外壁の基準色は、原則として、眺望の対象となる建築物の面積の割合以下とする。		
一般地域	一般地域	特別区では高さ60m以上の建築物等	0R~4.0YR	4.0以上5.0未満の場合	4以下	8.5以上の場合	1.5以下	0R~4.0YR	—	4以下	—	—	5.0YR~5.0Y	—	6以下	外壁の大部分は、眺望の対象となる建築物の面積の割合以下とし、眺望の対象となる建築物の面積の割合を計算する。		
		その他の区域	0.5YR~5.0Y	4.0以上5.0未満の場合	2以下	8.5以上の場合	1以下	0.5YR~5.0Y	—	6以下	—	—	—	5.0YR~5.0Y	—	6以下	外壁の大部分は、眺望の対象となる建築物の面積の割合以下とし、眺望の対象となる建築物の面積の割合を計算する。	

重要な景観地域ではアクセントの色と面積を制限

強調色は穏やかな暖色系に限定

屋根色は低彩度の落ち着いた色を指定

制限対象とする建築物はエリアによって異なる

基調色は色相ごとにきめ細かく規定

① 工物件の色彩については、建築物の外壁塗装の基準と同様とする。ただし、他の法규等で使用される色彩が決められているもの、コースターなどの塗膜施設で、塗膜と塗膜の間を塗り替えるもの、また、構造物で塗膜とならぬ部分、地盤のイメーシング等、地盤のランドマークの識別を求めているもの、その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会の意見を聴取した上で、この基準によらないことができる。

② 色彩基準の詳規については、別途定める「東京都景観色彩ガイドライン」による。

③ 色相が重複する場合は、全ての色彩基準を適用すること。

表(部分) 出典: 東京都ホームページ

事例①-2 【三重県景観色彩ガイドライン】(2008)

- <特色>
- ・県全域を対象とし、類型別に色彩方針を定める。
(類型:「山地・農地・河川景観」「海岸景観」「歴史的まち並み景観」「集落景観」「住宅地景観」「商業地景観」「工業地景観」)
 - ・基準の手法は、主に基調色について「推奨色」と「遠慮していただきたい色」を示す、緩やかな方法。

4-1 自然的景観
海岸景観

推奨色

海岸景観では、海や砂浜、緑豊かな自然の色と調和した色を基本に、自然の基調色は、暖かく自然な印象を演出している暖色系の色調(YR・2.5Y)を対象とします。
海岸線の明るく開放的な雰囲気を出すため、基調色の近く低彩度～低彩度のトーン又は明度の近く低彩度～低彩度のトーンを用いると良いでしょう。



風景の類型に応じて推奨色を設定

推奨色一覧



遠慮していただきたい色

海岸景観では、暖やかな色(高彩度)や暖すぎる色(明度の未満)は、好まれませんので避色とすることは避けてください。



風景に似合わない色も表示



- 1 明度が暖い色
- 2 暖色が暖い色
- 3 明度が暖すぎるため避色(避色)
- 4 色相が暖い色

4-1 自然的景観
海岸景観

カラーチャート図



数値による規制はしていないが、わかりやすくするため図で範囲を示している

出典：三重県県土整備部ホームページ（加筆）

事例②-1 【那覇市タウンカラースタンドード】

- 〈特色〉
- ・市全域を対象とし、類型別に色彩方針を定める。
(類型：「一般住宅系」「一般商業系」「景観形成地域」「新都心地区」「臨港地区」「空港線沿線」)
 - ・基準の手法は、基調色について「使用可能色」の範囲を定め、その他の補助色等については考え方を示す。また誘目色は面積を制限する。
 - ・屋外広告物も、建物と一体的な形状のものについては誘目色の面積制限を適用する。

基調色

本タウンカラースタンドードでは、建築する基調色（建築物等の外壁において最も大面積に用いる色）の範囲を定めます。基本的には、まち全体のテーマである「コーラルホワイト」、つまり琉球石灰岩などの素材色のイメージを中心にします。

ただ実際には、個々の建物外壁の基調色はある程度幅があってよいので、基調色は「コーラルホワイト」そのものだけに限らず、より広い範囲としています。なお、表にある色は、その範囲にある色の一例です。これらの色はあくまで例であって、だいたいこのような調子の色を含む範囲と理解してください。



基調色の中心になるコーラルホワイトのイメージ色

▼基調色の範囲（マンセル記号表示）

色相	N 無彩色	R 赤	YR 黄赤	Y 黄	GY 黄緑	G 緑	BG 青緑	B 青	PB 青紫	P 紫	RP 紫赤	
9	基調色1					基調色4						
8												
7.5	基調色2					基調色5						
7	基調色3											

▼色相▼

▼彩度▼

エリアに応じて基調色の許容範囲を定める。
基本は琉球石灰岩の色から名づけた「コーラルホワイト」

※これらの淡い色や白の色は反射光で前後空間をまよぼしやすくする恐れがあるため、真直には少し色味をつけること。表面仕上げはテクスチャーを極くする（つや消し、ざらざら）ことをおすすします。

補助色

補助色とは、基調色1色では単調すぎる場合に適切な変化をつくる目的で基調色に添えて用いる色です。基調色と共に建築物の主調をなす色なので、基調色との個性も踏まえて、まことにふさわしい落ち着いた色が必要となります。

補助色は普通、壁紙、玄関まわりなどに使います。このように目的に使う場合は、既装部において用いるようにし、街並みのまとまりを乱さないような色としましょう。

その他、設備（扉、管など）、便、手すりなど小部分で色を変え、全体を引き締めたり調子を整える役割として使うのも補助色です。引き締め効果をあげるために、やや濃い色、濁色もあってよいのですが、沖縄の明るい環境では、黒や黒に近い色は少量でもアクセントとして動きすぎることがあるので注意します。

誘目色

誘目色とは、アクセントとして使う色です。周辺から際立つ色、すなわち、その背景になる色との差が大きな色がアクセントになります。従って、全体の配色次第で、どの色も相対的に個調色となり得ます。

その中で、どんな配色でもいやおうなく目を引く強調色のことを、特に「誘目色」と呼ぶこととします。「派手」な色は誘目色です。これらの色は適切に使えばよいのですが、使いすぎると街全体に及ぼす悪影響が大きいため、乱用を控えることが必要です。

そこで、誘目色については地域に応じて使用面積の限度を設けます。広告看板の色形も、誘目色を使用する場合はこの制限面積を超えないようにします（住宅系地域で5%以内、商業系地域で10%以内）。また原則として蛍光色は用いないものとします。



● 補助色として最も使いやすい範囲。上層部でも使用できる。

● 誘目性が非常に高い範囲。強調色として使われる。

● ややソフトながら色味が強く感じられ誘目性が高い範囲。概ね強調色として使われる。使い方により補助色ともなる。

● 一般に建築物にはなじみにくい色であり、原則として使用を控える範囲。

● 主に補助色に用いられるが、やや特殊な色の範囲。あえて色相配色でつくりたいイメージがあるとき使用する。

● 補助色として比較的使いやすい範囲。重みがあるのでも主に色層部で使用する。

● 補助色に用いられる範囲だが、明るい色を背景にすると意外に目立ち、意図せず強調色となることがあるので注意が必要。低層で小面積で使用する。

出典：「那覇市タウンカラースタンドード」（那覇市都市計画課都市デザイン室）（加筆）

事例②-2 【石垣市風景計画】

- ＜特色＞
- ・市全域を対象とし、市街地の1・2階建住宅や農村部の平屋建住宅を除くほぼすべての建築物、一定規模以上の工作物に行為の制限が適用される。
(類型:「自然風景域」「農村風景域」「市街地景観域」)
 - ・基準の手法は、基調色について推奨する色名を挙げるとともに、彩度のみ許容範囲を設定する。

制限要素の少ない色彩指針。
建築物の規模制限や前面緑化
との組み合わせであるため、
色彩誘導は最小限ですむ。

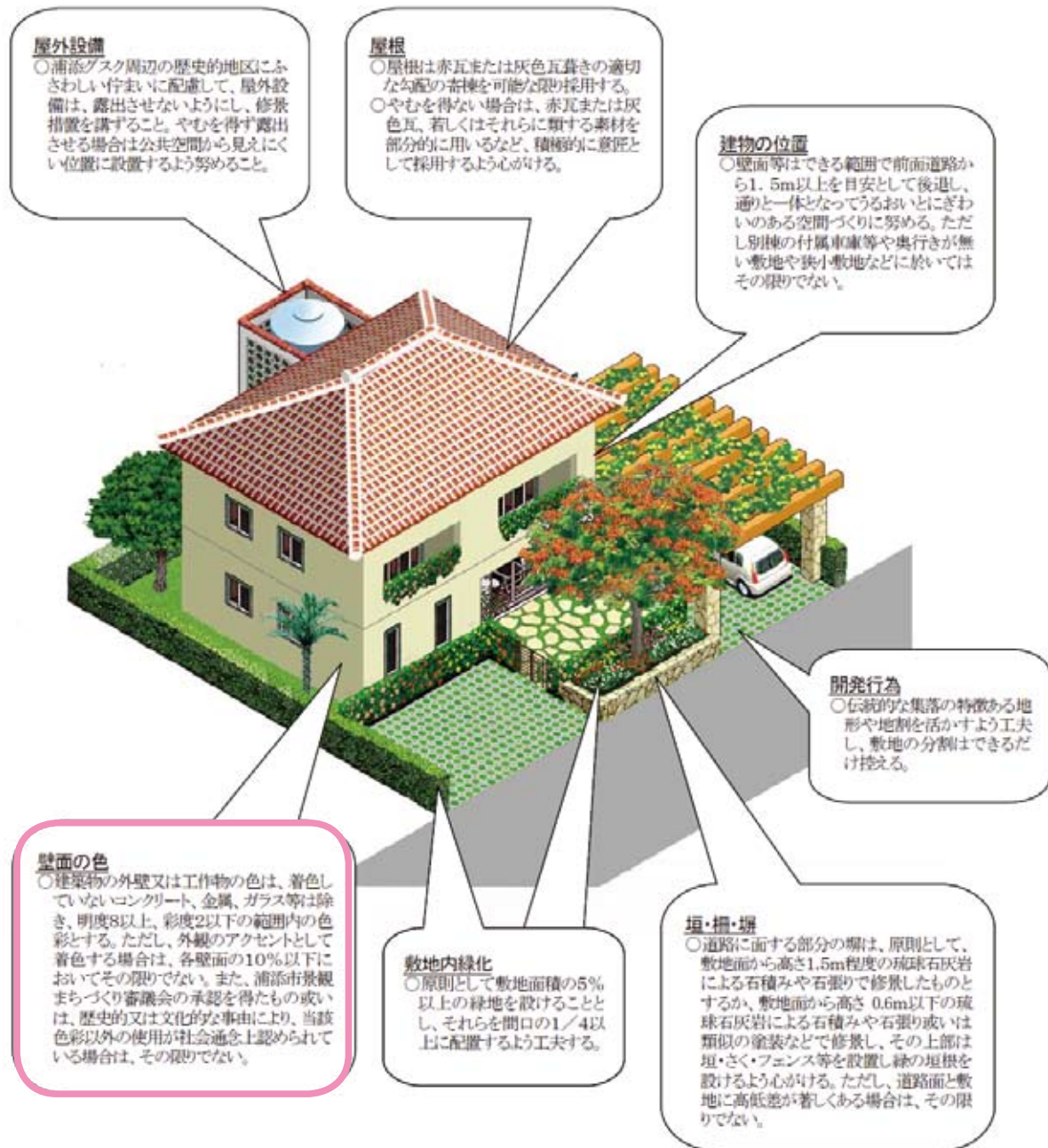


出典：石垣市ホームページ（加筆）

事例②-3【浦添市風景計画】

- <特色>
- ・市全域の届出対象物件（重点まちづくり地区の全ての建築物、その他地区の大規模建築物）を対象とし、3階以上の外壁、屋根、工作物について色彩基準を適用する。
 - ・基準の手法は、基調色について使用可能な彩度・明度の範囲を定める。またそれ以外の色は、アクセントに用いることのできる面積を制限する。

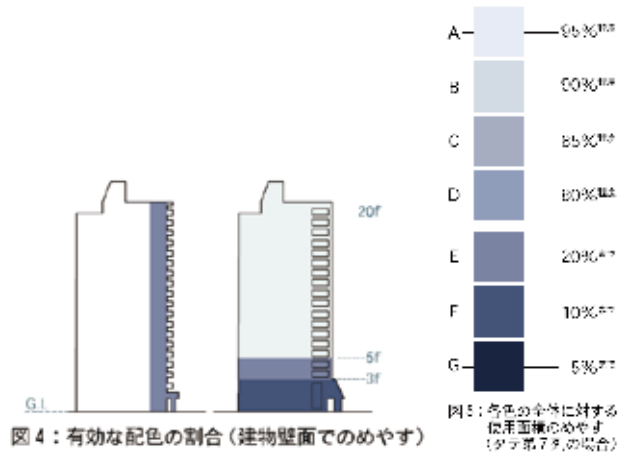
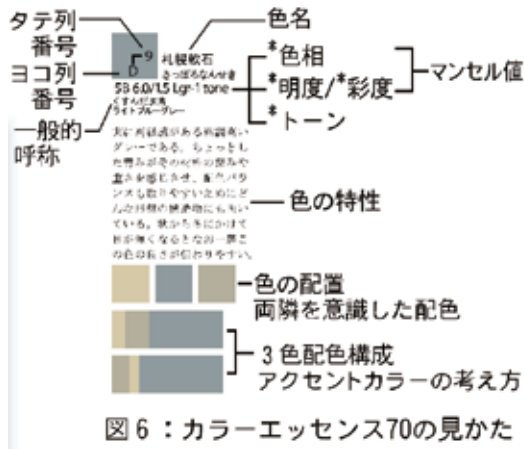
■ 仲間地区の良好な景観形成のイメージ（建築物及び工作物、その他）



出典：浦添市ホームページ（加筆）

事例③-1 【札幌の景観色】

- <特色> ・札幌らしい色として70色を選定、オリジナル色名をつけ、配色見本を添えたカラーチャートを作成。この活用を通して、市民の良好な色彩への意識の高まりをねらうものであり、規制というよりも色の扱い方のガイドという性格。



出典：札幌市ホームページ

事例③-2 【瀬戸内市景観計画】

- <特色> ・「牛窓眺望景観形成重点区域」のテーマを「日本のエーゲ海」とし、内海に面するエリアの個性を色によって積極的に打ち出す基準を設定している。
- ・基調色は原則として白色系統と定め、屋根は原則としてオレンジ色系統とし、建物全体の調和への配慮を求める。

	<p>牛窓眺望景観形成重点区域</p> <p>〈地域イメージ〉</p> <p>◆海の青、空の青がひとつに溶け合う「日本のエーゲ海」</p> <p>〈基本方針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●視点場からの眺望景観をできるだけ阻害しないように、周辺の建築物や工作物の位置、規模、色彩等に配慮します。 ●建築物・工作物等は、主要眺望地点からの見え方に配慮し、全体的に違和感のないまとまった形態とします。 ●眺望の背景となる山の稜線や多岐美景観を隠さないように配慮します。
--	--

出典：瀬戸内市ホームページ

事例③-3 【常滑地区】

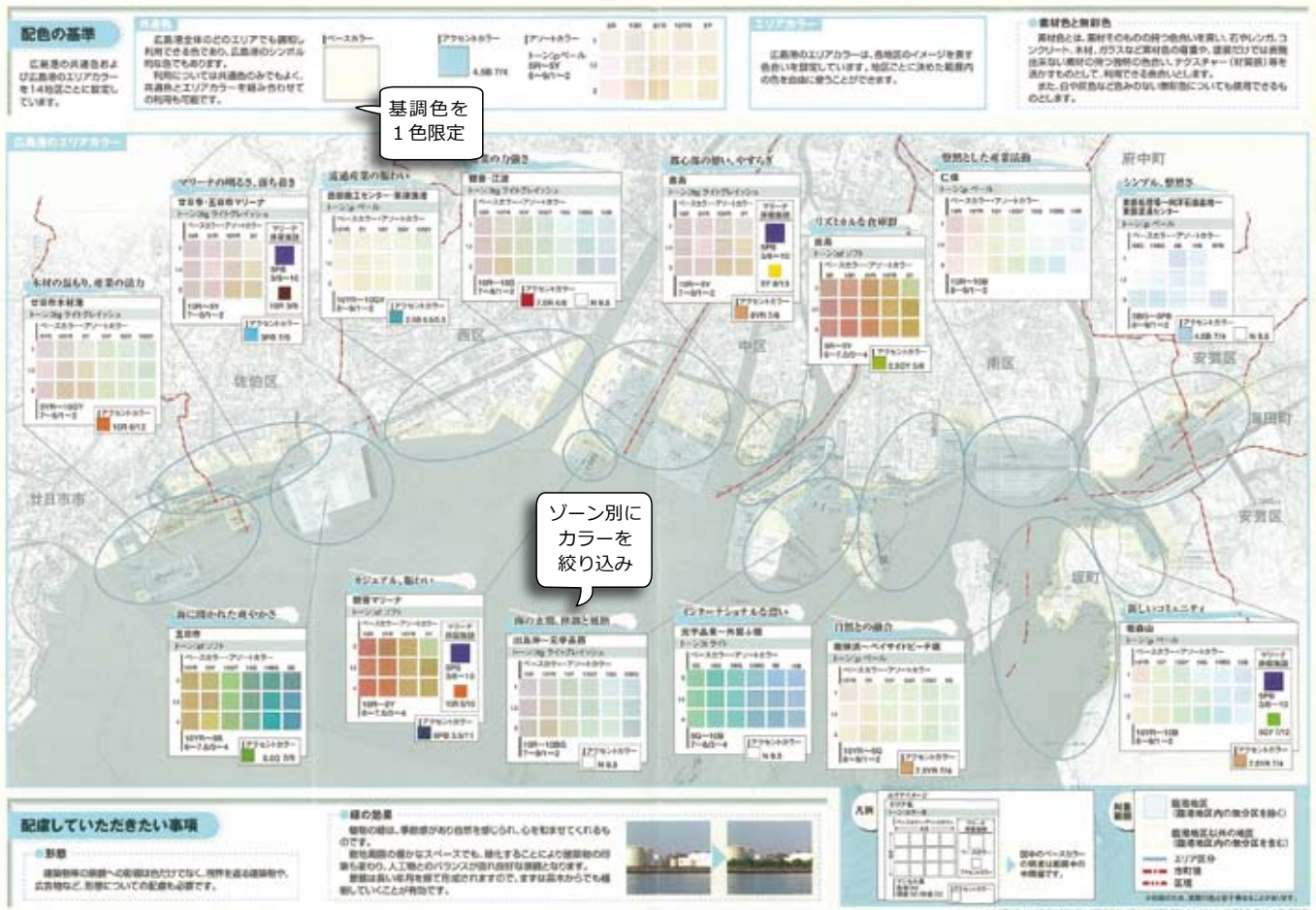
- <特色> ・守らなければならない「誘導基準」と、より美しい景観を創出するために望ましい「目標基準」の2段階の基準を設定する。
- ・地区計画の基準の参照事項として定めるもので、届出・確認のプロセスを踏む。
 - ・やきものの街であることから、陶器の色を中心に色の範囲を定める。また地形特性から、屋根なみ景観が重要であるとして、主要な誘導対象に屋根を挙げている。

	誘導対象	事前協議対象	適用除外
誘導基準	建物の屋根、外壁、へい等の工作物	サッシの枠、バルコニーや外部階段等の手摺、建物のエッジ等に	看板 木材や石材等の自然素材 屋上緑化、壁面緑化、太陽光発電パネル等、環境に配慮した材料、設備
目標基準	建物の屋根、外壁、へい等の工作物、外構の舗装材	アクセントカラーを使用する場合	

常滑市ホームページより作成

事例③-4 【広島港色彩計画】

- 〈特色〉
- 基本色を1色に定めて港全体の統一感づくりを図る。基調色以外の色（アソートカラー）は選べるが、ゾーンごとに特色が出るような色の選択範囲をかなり絞って定めている。
 - 港などのように、エリアや用途が限られているところでは、このような絞り込んだ色彩誘導も導入しやすいといえる。



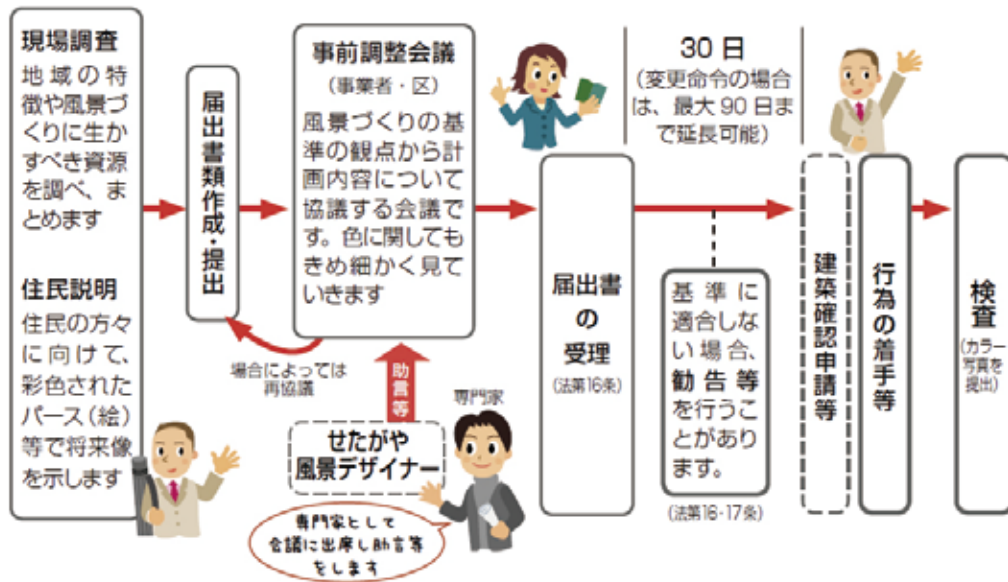
出典：広島市ホームページ（加筆）

事例③-5 【世田谷区景観計画】

- ＜特色＞
- ・誘導基準内容は東京都の色彩ガイドラインと共通だが、市民に分かりやすいガイドブックとして作成。
 - ・斜面緑地（崖線）では、明度の高い「白」は緑の連なりを分断するとして明度を落とすように誘導している。

風景づくりの届出の流れ

※詳しくは窓口にお問い合わせください



彩度

彩度の高い(=派手な)色は、街並みから浮きやすい！

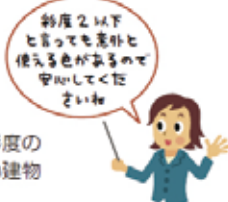
まちの中では、彩度が高い鮮やかな色は調和せず、浮いてしまいます。



彩度は、よく使われている暖色系でも4以下、それ以外の色相では2以下程度におさえて、周囲との調和に配慮しましょう。

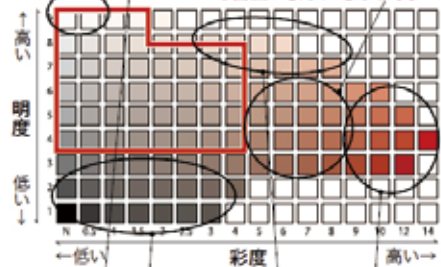


高彩度の赤い建物

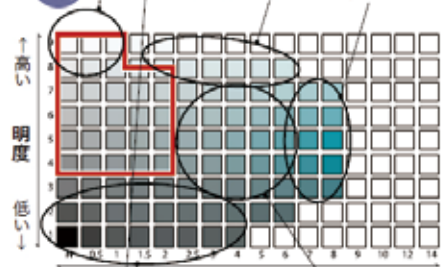


数値の基準を見てみよう

高明度 (例：外壁基本色)
高彩度 (白っぽい色) 色味が強く、植物の緑よりも目立つようになります。



それ以外
高彩度・高明度 (パステルカラー)
高彩度 鮮やかすぎる色



低すぎる明度 (黒っぽい色)
自然界にあまりないので違和感があります。

一般地域の外壁基本色で推奨している色

※詳しくはP7～10をご参照ください

明度

明る過ぎず暗過ぎず！

ほどよい明るさの色を選んで、街並みとの調和に配慮しましょう。



低明度の黒っぽい色は、街並みの中では重い印象を与えることもありますので注意しましょう。

出典：世田谷区ホームページ